

森林環境税(仮称)の検討状況について

平成29年10月

林野庁

1. 平成29年度与党税制改正大綱(抜粋)(自民党・公明党 平成28年12月8日)

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

(1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。

(2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、**公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。**

① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化

② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施

③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行

④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化

⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

2. 森林環境税(仮称)検討のスケジュール

(1) 森林政策面(林野庁が主体になって検討)

○ 3月中下旬頃～

林野庁から市町村主体の森林整備施策の案について都道府県、市町村に説明するとともに、事業の在り方等について意見を聴く。

- ・森林の多い約350の市町村に森林管理署長等から直接説明
- ・各県で行われる市町村説明会に林野庁本庁職員が出席し説明
- ・林野庁HPを活用して全市区町村にアンケート実施

○ 5月下旬頃～

地方からの意見を集約するとともに、個別に府県の超過課税との調整等を実施。

(2) 税制面(総務省が主体になって検討)

- 4月21日 第1回検討会開催
- 5月9日 第2回検討会開催
- 6月22日 第3回検討会開催
- 7月6日 第4回検討会開催
- 8月8日 第5回検討会開催
- 11月までに、最終とりまとめの予定

	政府・地方公共団体等の動き	林野庁	総務省
4月		市町村説明・アンケート (説明:3月中旬～4月下旬) (アンケート:4月17日～5月19日)	※月1回程度開催 検討会設置 (4月21日) (地方団体の代表も参加)
5月			5月9日 第2回検討会
6月	骨太の方針	自治体からの意見集約	6月22日 第3回検討会
7月	森林・林業活性化地方議員連盟 (7月11日) 全国市長会合同会議(7月11日) 森林環境税創設促進議員連盟総会 (7月20日) 全国知事会議(7月27～28日)	自治体等からの意見等への対応策の検討 府県の超過課税との調整	7月6日 第4回検討会
8月	税制改正要望、概算要求(8月下旬)	税制改正要望	8月8日 第5回検討会
9月		引き続き、府県との調整、市町村の体制整備等の検討	
10月			
11月			最終取りまとめ?
12月	与党税制改正大綱 予算概算決定		

3. 森林環境税に対する地方公共団体のスタンス

地方六団体

< (自) 総務部会関係合同会議主要要望項目 >
(平成29年8月29日)

- 森林吸収源対策のための税(森林環境税(仮称))については、地方の意見を十分踏まえ、創設に向けた具体的な制度設計を進めること。その制度設計に当たっては、税収を全額地方の税財源とするとともに、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理すること。また、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえてしっかりと調整すること。

全国市長会

< 平成30年度都市税制改正に関する意見 >
(平成29年8月)

- 森林環境税(仮称)については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を整理したうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとするなど、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な制度設計を進めること。

全国森林環境税創設促進連盟・ 全国森林環境税創設促進議員連盟

平成29年5月10日現在、
促進連盟に622市町村、
促進議員連盟に348市町村議会が加盟

〔※促進連盟には以下の特別区及び指定市も加盟〕

特別区: 中央区、品川区
指定市: 静岡市、浜松市、京都市

全国森林環境税の創設に関する決議
(平成29年5月23日)

(前略)森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を期する。(全国森林環境税創設促進連盟)

宣言 (平成29年7月20日)
(前略)森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入に向け、全国の関係市町村議会が一致団結し、より強力に運動を展開することをここに宣言する。(全国森林環境税創設促進議員連盟)

都道府県議会からの意見提出

昨年4月以降本年9月までに、地方自治法第99条に基づいて、31の道県議会から早期創設を求める意見書が提出されている。

- ・森林環境税(仮称)の早期創設
- ・県の超過課税との適切な調整
- ・市町村の体制支援

全国知事会

< 平成29年7月28日 全国知事会地方税財政常任委員会 >

- 市町村の体制強化に向けた支援や市町村間の広域的な調整、市町村の補完的な役割等を都道府県の業務として位置づけるほか、市町村の求め等に応じて都道府県が当該事務の全部又は一部を代行することができる仕組みを導入すべき。
- 都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講ずるべき。
- 現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すべき。

4. 平成30年度税制改正要望

【背景等】

- 我が国の温室効果ガス削減目標の達成のためには、適切な森林整備等によって所要の森林吸収量を確保することが必要であり、そのための安定財源の確保が長年の課題。
- 平成29年度与党税制改正大綱において、森林吸収源対策の安定的な財源の確保について、森林環境税（仮称）の創設に向けて平成30年度税制改正において結論を得るとされたところ。

平成29年度税制改正大綱（抜粋） （自民党・公明党 平成28年12月8日）

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸収源対策

(2) (略) 公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

【税制改正大綱後の取組】

- 林野庁
大綱に基づく市町村主体の森林整備の具体案について、都道府県及び市町村に説明するとともに、幅広く意見を聴取。
 - 税の創設についてはおおむね賛同を得られ、税の具体的な制度設計を進めることを要請されている。
 - 税の創設に向けて、引き続き、
 - ・ 市町村の体制整備
 - ・ 府県の超過課税との調整
 - ・ 国民理解の醸成 等に取組む。
- 総務省
地方財政審議会に、学識経験者や地方団体の代表等で構成される「森林吸収源対策税制に関する検討会」が設置され、税制度面の具体の仕組みについて検討されている。
(本年4月以降これまで5回開催、今後、11月までに最終とりまとめの予定)

【30年度税制改正要望】

平成29年度与党税制改正大綱を踏まえ、市町村が主体となって実施する条件不利地域の森林の整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）を創設する。

5. 創設の背景と必要性 (1) 森林の有する公益的機能

- 森林は、地球温暖化防止機能、土砂災害防止機能・土壌保全機能、水源涵養機能などの多面的な公益的機能を有しており、広く、国民一人一人に恩恵をもたらしている。

森林の有する公益的機能の例

※【 】内の数値は、各機能を堰堤やダム等の別の手段によって代替した場合の貨幣評価額

土砂災害防止機能・土壌保全機能

- 表面侵食防止 【28.3兆円】
- 表層崩壊防止 【8.4兆円】

地球温暖化防止機能

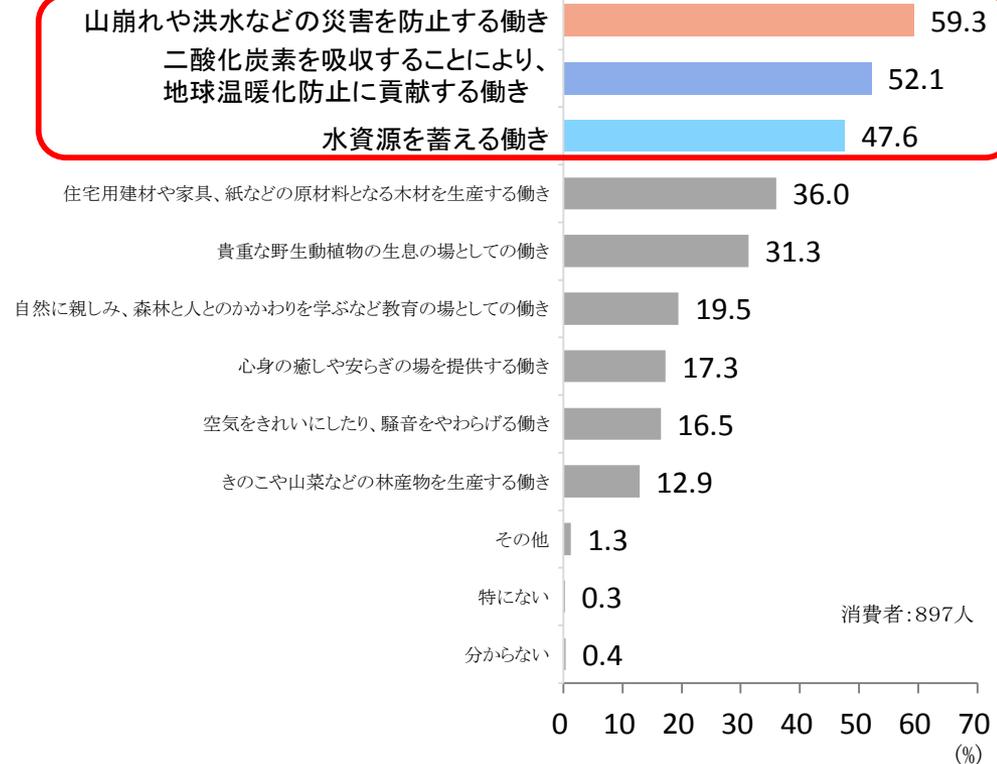
- 二酸化炭素吸収 【1.2兆円】
- 化石燃料代替エネルギー 【0.2兆円】

水源涵養機能

- 洪水緩和 【6.5兆円】
- 水資源貯留 【8.7兆円】
- 水質浄化 【14.6兆円】

貨幣評価額に関する資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」及び同関連付属資料より(平成13年11月)【 】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価(年間)したもの。いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

森林に期待する役割

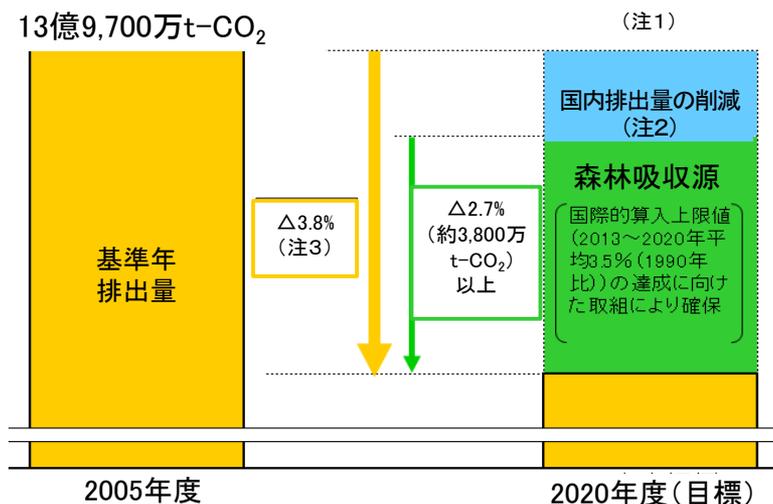


農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27年10月)における消費者モニター(農林水産行政に関心がある20歳以上の者で、原則としてパソコンでインターネットを利用できる環境にある者(調査対象者: 987人))に対する調査結果に基づき作成。

5. 創設の背景と必要性 (2) 森林の適正な管理が進まなかった場合に想定される影響の例①

森林の適正な管理が進まなかった場合に想定される影響の例① ～地球温暖化防止機能の低下～

◆2020年度の削減目標の内訳



注1: 国内排出量の削減には、基準年排出量からの削減(図中の青色部分)のみならず、基準年以降に経済成長等により増加すると想定される排出量に相当する分の削減も必要となる。
 2: 基準年以降に経済成長等により増加すると想定される排出量に相当する分の削減を含まない。
 3: 原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標。

森林の適正な管理が進まないと、森林吸収量目標が達成できず、国際公約が守れなくなる恐れ

- 国際社会からの信認の低下
- 仮に、国際公約を守ろうとすれば、一層の排出削減対策が必要となり、対策コストが増加

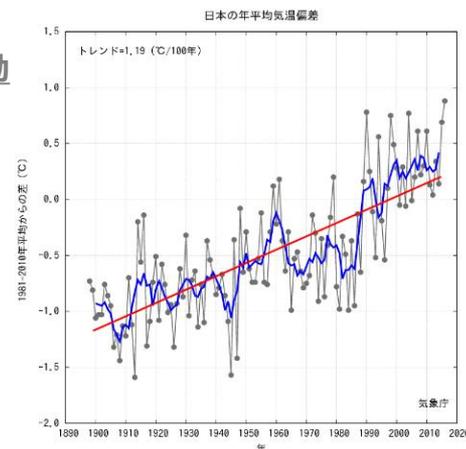
【参考】地球温暖化による影響

地球温暖化に最も寄与しているのは、大気中のCO₂濃度の増加であることが分かっている。

これまでの日本の気候変動

気温の上昇

日本の年平均気温は、長期的には100年あたり約1.19℃の割合で上昇。



各方面における将来の影響(※)

(※) 現在のように温室効果ガスを排出し続けた場合の21世紀末における影響

- 気温の上昇(1986～2005年の平均より2.6～4.8℃上昇)
- 世界の平均海面水位の上昇(現在より45～82cm上昇)
- 穀物収量の低下(2℃以上高くなると本来よりも減少、4℃以上高くなると、食料安全保障にとって大きなリスク)
- 洪水による被害の増加(年間1億人に(現在の約5倍))
- 海岸堤防のかさ上げが必要な地域の増加(洪水の頻度を留めるために、日本でも50～70cmの堤防のかさ上げが必要となる箇所)
- 熱波の増加と暑熱による死亡の増加
- 様々な感染症リスクの上昇 等

気象庁及び環境省HPより作成

5. 創設の背景と必要性 (3) 森林の適正な管理が進まなかった場合に想定される影響の例②

森林の適正な管理が進まなかった場合に想定される影響の例②～土砂災害防止・土壌保全機能、水源涵養機能低下

山地災害が増加する恐れ

平成28年6月22日
梅雨前線豪雨災害

大分県九重町長井野
の山腹崩壊



下流部における洪水・浸水被害が増加する恐れ

平成27年(2015年)
関東・東北豪雨による
浸水被害

鬼怒川の決壊状況



平成28年9月20日
台風第16号災害

鹿児島県鹿屋市輝北
町における山腹崩壊



平成28年(2016年)
台風第10号による
浸水被害

石狩川水系空知川の
決壊状況

- 都市部を含む住民の生命、身体、財産を毀損するリスクの高まり
- 災害が起きれば、その復旧には多額の行政コストが発生

5. 創設の背景と必要性 (4) 適切な森林整備・保全の推進の必要性

- 国民の皆様の理解と協力を得つつ、適切に森林の整備・保全を行うことにより、森林の多面的な機能が発揮され、温室効果ガス削減の国際約束の達成に貢献するとともに、国民の安全で安心な暮らしを確保。

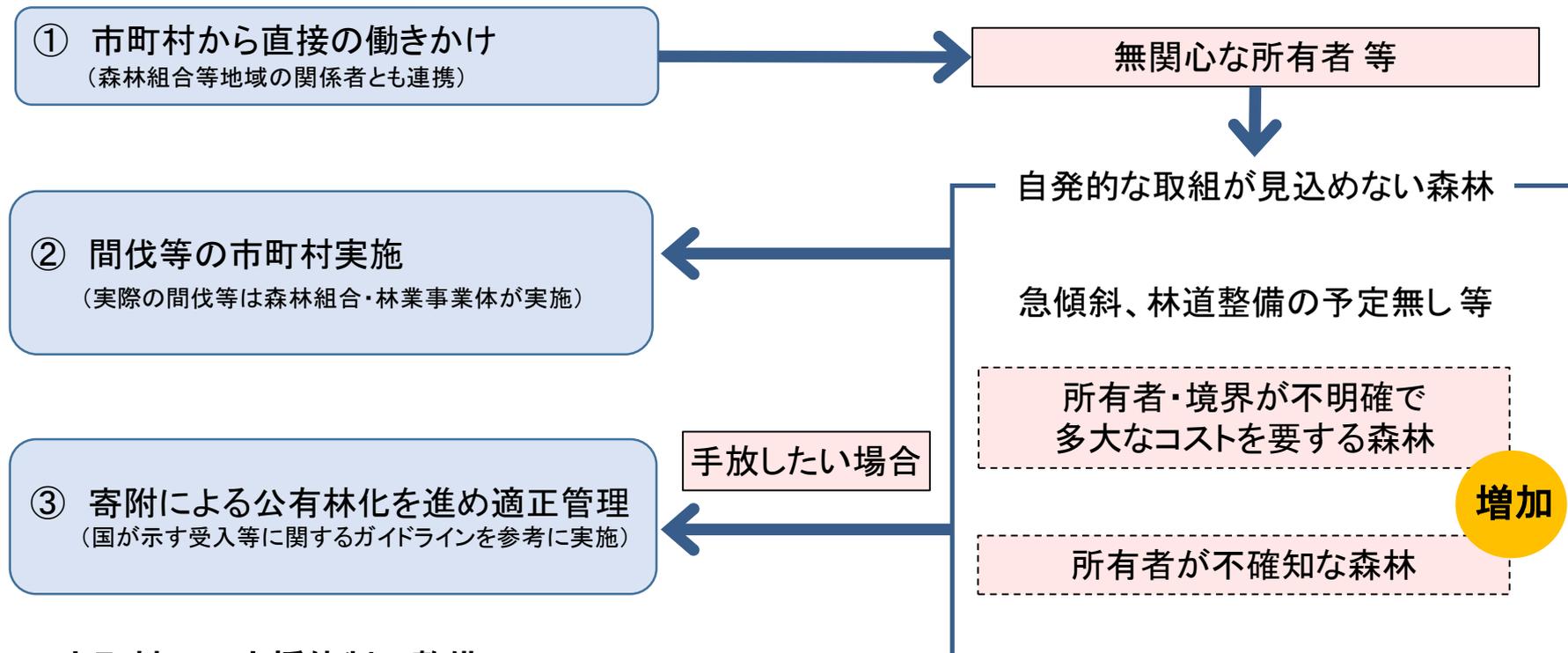
■ 森林整備の主な効果



6. 市町村が主体となった森林整備のイメージ(検討中)

- 公益的機能の発揮が求められながら、自然的・社会的条件が不利であることにより、現行の施策では放置されている森林について、市町村が主体となって新たに整備・管理する取組を推進。
- また、このような市町村主体の森林整備によって、地元の林業事業者などの担い手が継続的かつ安定的に間伐等の作業を実施できるようになれば、地域の雇用安定にもつながる。

■ 市町村主体の森林整備



■ 市町村への支援体制の整備

④ 地域における民間の林業技術者の積極的な活用等による支援体制の整備

- ・ 林業技術者の嘱託職員等としての雇用、既存の法人への業務の一部の委託を想定し、条件整備(技術者の登録・研修)

7. 府県における住民税の超過課税(森林環境税等)の導入状況

- 森林整備等を目的とした住民税の超過課税(森林環境税等)は、37府県で導入。(平成29年4月時点、林野庁調べ)
- 超過課税による事業は、森林の整備・保全に加え、各府県独自の判断により地域の実情を踏まえた多様な内容(普及啓発、木材利用促進等)となっている状況。

導入状況

項目	北海道・東北地方	関東地方	北陸地方	中部地方	近畿地方	中国・四国地方	九州・沖縄地方
導入済み (37府県)	岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県	茨城県、栃木県、 神奈川県、群馬県	富山県、石川県	山梨県、長野県、 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、愛媛県、 高知県	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
未導入 (10都道県)	北海道、青森県	埼玉県※、千葉県、 東京都	新潟県、福井県	—	—	徳島県、香川県	沖縄県

※ 埼玉県は自動車税収入額の1.5%相当額を森林や身近な緑の保全等に活用する「彩の国みどりの基金」を設置

超過課税による主な事業内容(平成29年度)

内容	森林整備・保全	普及啓発	木材利用促進	森林環境学習	担い手育成	その他 (各種調査、事務費等)
府県数	37	34	24	23	10	16